

令和 7 年 9 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

9 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 32 号	八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について	1
議案第 33 号	八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第 34 号	学校給食費の改定について	11

議案第32号

八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について
八戸市総合教育センターの運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年9月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市総合教育センターの運営について調査審議するための委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
いしづか ゆういちろう 石塚 勇一郎	八戸市連合父母と教師の会 (八戸市立函南小学校父母と教師の会 会長)
おおだて ひでみつ 大館 秀光	八戸市小学校長会 (八戸市立白山台小学校 校長)
さ さ き ひろえ 佐々木 宏恵	八戸市中学校長会 (八戸市立第三中学校 校長)
きむら ともこ 木村 朋子	八戸市小学校教育研究会 (八戸市根城小学校 校長)
さとう としゆき 佐藤 俊之	八戸市中学校教育研究会 (八戸市立小中野中学校 校長)
たかはし まさゆき 高橋 正之	教頭会 (八戸市立青潮小学校 教頭)
よしおか つ き のり 吉岡 津貴教	教務主任会 (八戸市立白銀南中学校 教諭)
おおた ま き 太田 麻木	研修主任 (八戸市立西園小学校 教諭)
いずみ ちかこ 和泉 知子	理科教育研究会 (八戸市立江陽小学校 教諭)
おおさわ やすたか 大沢 泰尚	視聴覚教育研究会 (八戸市立是川小学校 教諭)
きなみ ひろこ 木南 裕子	教科等研究委員 (八戸市立大館中学校 教諭)
もとい ゆ み こ 本井 祐美子	外国語教育研究会・英語教育研究会 (八戸市立三条小学校 教諭)

任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

議案第33号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年9月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

電子図書館導入に伴い、用語「電子書籍」を追加するほか、図書館資料の貸出しに係る規定の整理その他所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市図書館条例施行規則（平成20年八戸市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「パンフレット等」の次に「（第3号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第3号中「及び視聴覚資料」を「、視聴覚資料及び電子書籍」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 電子書籍 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書資料と同等の内容を持つものをいう。

第8条第1項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 電子書籍の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。

第11条第1項の表中

「		八戸市図書情報センター	4点以内	15日以内		
		」				

を

「		八戸市図書情報センター	4点以内	15日以内		
電子書籍			3点以内	15日以内		
		」				

に改め、同条第2項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 電子書籍の貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。

第11条の2第1項中「図書館資料」を「図書資料」に改める。

第14条第1項及び第2項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改める。

第20条の見出し中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同条第1項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に、「当該図書館資料」を「当該資料」に改め、同

条第2項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改める。

第21条の見出し中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同条第1項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に、「当該図書館資料」を「当該資料」に改め、同条第2項及び第4項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同条第5項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改め、同項ただし書中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第6項中「図書館資料」を「図書資料又は視聴覚資料」に改める。

別記第1号様式中

● その他	● パスワード発行
※八戸市に通勤している方は通勤先の名称 ※八戸市へ一時滞在の方は滞在先の住所	※インターネット予約サービスの利用に必要です。
	発行する 発行しない

注意事項

- 個人の方で、図書資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
 - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
 - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
 - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を提出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証など）を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊（点）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期限は次の巡回日までです。
 - 図書資料 1人8冊まで、15日以内
 - 視聴覚資料 八戸市立図書館及び八戸市立南郷図書館は1人2点まで、八戸市図書情報センターは1人4点まで、いずれも15日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

を

● その他	● パスワード発行
※八戸市に通勤している方は通勤先の名称 ※八戸市へ一時滞在の方は滞在先の住所	※電子書籍及びインターネット予約サービスの利用に必要です。
	発行する 発行しない

注意事項

- 個人の方で、図書資料又は視聴覚資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
 - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
 - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
 - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 電子書籍の貸出しを受けることができるのは市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方です。
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を提出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証など）を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊（点）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期限は次の巡回日までです。
 - 図書資料 1人8冊まで、15日以内
 - 視聴覚資料 八戸市立図書館及び八戸市立南郷図書館は1人2点まで、八戸市図書情報センターは1人4点まで、いずれも15日以内
 - 電子書籍 1人3点まで、15日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

に改める。

第 3 号様式の裏面中「貸出」を「貸出し」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第 3 号様式（次項において「旧様式」という。）による利用カードについては、当分の間、これを取り繕って交付することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧様式による利用カード及び前項の規定により交付される利用カードは、この規則による改正後の別記第 3 号様式による利用カードとみなす。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則施行期日対照表

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) 図書資料 図書、記録、官報、公報、地図、絵画、写真集、新聞、雑誌、古文書(古書を含む。以下同じ。)、パンフレット等(第3号に掲げるものを除く。) をいう。 (2) (略) (3) 電子書籍 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。) により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書資料と同等の内容を持つものをいう。 (4) 図書館資料 図書資料、視聴覚資料及び電子書籍をいう。 (図書館資料の貸出しの利用資格) 第8条 図書資料又は視聴覚資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 電子書籍の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。 (図書館資料の貸出し)	(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) 図書資料 図書、記録、官報、公報、地図、絵画、写真集、新聞、雑誌、古文書(古書を含む。以下同じ。)、パンフレット等をいう。 (2) (略) (3) 図書館資料 図書資料及び視聴覚資料をいう。 (図書館資料の貸出しの利用資格) 第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) (図書館資料の貸出し)
第11条 同時に貸出しを受けることができる図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長等が必要があると認めるときは、この限りでない。	第11条 同時に貸出しを受けることができる図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長等が必要があると認めるときは、この限りでない。

区分		個人		団体	
		貸出数	貸出期間	貸出数	貸出期間
図書資料		8冊以内	15日以内	50冊以内	30日以内
視聴覚資料	八戸市立図書館	2点以内	15日以内		
	八戸市立南郷図書館				
	八戸市図書情報センタ	4点以内	15日以内		
—					
電子書籍		3点以内	15日以内		

- 2 図書資料又は視聴覚資料の貸出しを受けるときは、利用カードを係員に提示しなければならぬ。
- 3 電子書籍の貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。

(配送貸出し)

第11条の2 心身に重度の障がいがあること等により図書館に来館することが困難な者は、図書資料の配送による貸出しを受けることができる。

- 2 (略)
- (督促)

第14条 館長等は、図書資料又は視聴覚資料の貸出しを受けたものが第11条第1項の貸出期間経過後、返却しない場合は、書面、電話等により督促を行うものとする。

- 2 館長等は、前項の規定による督促を受けたものが、なお図書資料又は視聴覚資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止することができるものとする。

- 3 (略)

(図書資料又は視聴覚資料の寄贈)

第20条 図書館に、図書資料又は視聴覚資料の寄贈をしようとする者は、当該資料に資料寄贈申込書(別記第6号様式)を添えて申し出るものとする。ただし、郵送等の理由により寄贈申込書により難しい場合は寄贈者からの添付文書をもって寄贈申込書に代え、添付文書のない場合はこれを省略することができる。

区分		個人		団体	
		貸出数	貸出期間	貸出数	貸出期間
図書資料		8冊以内	15日以内	50冊以内	30日以内
視聴覚資料	八戸市立図書館	2点以内	15日以内		
	八戸市立南郷図書館				
	八戸市図書情報センタ	4点以内	15日以内		
—					

- 2 図書資料の貸出しを受けるときは、利用カードを係員に提示しなければならぬ。

(配送貸出し)

第11条の2 心身に重度の障がいがあること等により図書館に来館することが困難な者は、図書資料の配送による貸出しを受けることができる。

- 2 (略)
- (督促)

第14条 館長等は、図書資料の貸出しを受けたものが第11条第1項の貸出期間経過後、返却しない場合は、書面、電話等により督促を行うものとする。

- 2 館長等は、前項の規定による督促を受けたものが、なお図書資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止することができるものとする。

- 3 (略)

(図書資料の寄贈)

第20条 図書館に、図書資料の寄贈をしようとする者は、当該図書資料に資料寄贈申込書(別記第6号様式)を添えて申し出るものとする。ただし、郵送等の理由により寄贈申込書により難しい場合は寄贈者からの添付文書をもって寄贈申込書に代え、添付文書のない場合はこれを省略することができる。

2 寄贈を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>には、寄贈者の申出により、当該寄贈者の氏名及び寄贈年日及び寄贈年月日を記入し、その篤志を伝えるものとする。 (<u>図書資料又は視聴覚資料の寄託</u>) 第21条 図書館に、<u>図書資料又は視聴覚資料</u>を寄託しようとする者は、<u>当該資料に資料寄託申込書</u>（別記第7号様式）を添えて申し出るものとする。 2 前項の規定により、<u>図書資料又は視聴覚資料</u>の寄託を受けたときは、館長は、資料受託書（別記第8号様式）を交付する。 3 (略) 4 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>のうち特に重要と認められるものは、特別に整理保管する。 5 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>は、一般の利用に供する。ただし、寄託者の承認を受けた場合のほか、<u>貸出し</u>は行わない。 6 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>が天災その他不可抗力により汚損、又はき損、若しくは亡失した場合には、図書館は、その責めを負わない。	2 寄贈を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>には、寄贈者の申出により、当該寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入し、その篤志を伝えるものとする。 (<u>図書資料又は視聴覚資料の寄託</u>) 第21条 図書館に、<u>図書資料又は視聴覚資料</u>を寄託しようとする者は、<u>当該資料に資料寄託申込書</u>（別記第7号様式）を添えて申し出るものとする。 2 前項の規定により、<u>図書資料又は視聴覚資料</u>の寄託を受けたときは、館長は、資料受託書（別記第8号様式）を交付する。 3 (略) 4 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>のうち特に重要と認められるものは、特別に整理保管する。 5 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>は、一般の利用に供する。ただし、寄託者の承認を受けた場合のほか、<u>貸出し</u>は行わない。 6 寄託を受けた<u>図書資料又は視聴覚資料</u>が天災その他不可抗力により汚損、又はき損、若しくは亡失した場合には、図書館は、その責めを負わない。
--	--

議案第34号

学校給食費の改定について
学校給食費を次のとおり定める。

令和7年9月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

令和7年10月からの学校給食費を、1食当たり小学校335円、中学校380円とする。

理 由

学校給食費を改定するためのものである。